

令和5年度 稚内市職員採用試験
(令和6年4月1日または令和5年度内採用)
受 験 案 内

【実務経験者対象】
一般事務職（デジタル）
土木技術職



稚 内 市

令和5年度 稚内市職員採用試験

(令和6年4月1日または令和5年度内採用)

稚内市職員採用試験を次のとおり実施します。

1 募集職種・採用予定者数・主な職務内容

職 種	採用予定者数	採用後の主な職務内容
一般事務職 (デジタル)	1名程度	<p>情報システムの構築、運営管理、デジタル・トランス・フォーメーションの推進に関する業務に従事します。</p> <p>※人事異動等により上記以外の一般行政事務を担当する場合があります。</p>
土木技術職	1名程度	<p>道路、河川、橋梁等に関する設計、施工管理、営繕等の業務に従事します。</p>

2 受験資格

試験区分	受 験 資 格
一般事務職 (デジタル)	<p>昭和58年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校を卒業した人(大学院、大学、短期大学、高等専門学校を卒業(修了)した人及び高等学校卒業程度認定試験に合格した人を含む)で、次のいずれかに該当する人</p> <p>ア) 民間企業や公共機関等における情報、電算システム関係の<u>実務経験</u>^{*1}が直近7年中3年以上ある人</p> <p>イ) 情報、電算システム関係の<u>実務経験</u>^{*1}が3年以上あり、独立行政法人情報処理推進機構が実施する次の資格試験のいずれかに合格している人</p> <p>【指定する資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本情報技術者試験 ・応用情報技術者試験 ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験

	<ul style="list-style-type: none"> ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・システム監査技術者試験 ・情報処理安全確保支援士試験 <p>【※1】</p> <p>① 実務経験とは、民間企業、団体職員、自営業、国家公務員、地方公務員として、1週間につき30時間以上の勤務を同一企業等において1年以上継続して勤務した期間が該当します（アルバイト、契約社員等を含みます）。</p> <p>② 直近7年とは、平成28年6月1日から令和5年5月31日までです。</p>
<p style="text-align: center;">土木技術職</p>	<p>昭和63年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校を卒業した人（大学院、大学、短期大学、高等専門学校を卒業（修了）した人及び高等学校卒業程度認定試験に合格した人を含む）で、次のいずれかに該当する人</p> <p>ア) 民間企業や公共機関等において、土木関係の設計業務、施工管理等の実務経験^{*2}を通算して5年以上有する人</p> <p>イ) 土木施工管理技士2級以上の資格を有する人</p> <p>【※2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験とは、会社員や公務員、自営業者であって、フルタイム勤務の社員・職員（正規・非正規は問いません。勤務していた事業所の正規社員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業している人が該当します。）として従事していた期間が該当します。

【一般事務職（デジタル）・土木技術職共通】

- ・休業等（休職、育児休業等）のために業務に従事しなかった期間は、職務経験には通算できません。
- ・職務経験が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職務経験に限ります。

※ 次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人

○地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（欠格条項）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法

	試験	出題分野	内容
第一次試験	基礎能力検査 (SPI3) (全職種)	「コミュニケーション力」「思考力・判断力」 「新しい知識の吸収力」「応用力」などの基礎 になる能力に関する検査	検査時間 110分
第二次試験	性格適性検査 (Web)	意欲・態度や性格面の特性に基づく職場での 行動傾向に関する検査	検査時間 35分
	面接試験	人物試験	個別面接 及びグループ ワーク

※ 第二次試験は第一次試験合格者のみが対象です。

4 試験日時及び会場

	日時	会場
第一次試験	《稚内会場》 令和5年7月23日（日）午前9：00～11：00頃	稚内市役所 （稚内市中央3丁目 13番15号）
	《テストセンター》 令和5年7月10日（月）から 令和5年7月24日（月）のいずれかの日 ※申し込み後に予約の上で受験となります	全国のテストセン ター または オン ライン会場

第二次試験	《性格適性検査（Web）》 令和5年8月上旬から8月中旬	各自受験可能な場所
	《個人面接及び集団面接（グループワーク）》 令和5年8月27日（日）	稚内市役所

【SPI3の実施について】

- ・SPI3を全国のテストセンターまたはオンライン会場で受検することができます。申込時に、稚内会場かテストセンター等のいずれかを選択してください。
- ・最寄りのテストセンターは、「SPI3_テストセンター」で検索し、リクルートの公式ホームページから確認をお願いします。

《テストセンター・オンライン会場》

- ・受験申込締切後に受検案内のメールを送信しますので、その内容に従い以下の手続きを行ってください。
- ・手続きは、インターネットが接続可能なスマートフォン又はパソコンで行ってください。なお、手続きに要する通信料等は受験者の負担となります。
- ・テストセンターの会場予約等は、テストセンター等の会場の中から1つ、日程は後段の受検期間から1日、それぞれ都合の良いものを選択してください。（各会場の席数には限りがあるため、案内メールが届きましたら早めに手続きを行ってください。）
- ・受検に際しては、会場予約時に発行される「受検票」（テストセンターのみ）及び「顔写真付き身分証明書」による本人確認がありますので、忘れずに持参してください。

【性格適性検査の実施について】

- ・第一次試験合格者に、第二次試験（性格適性検査）の受検案内のメールを送信しますので、その内容に従い通信環境が整った場所で受検してください。
- ・受検は、インターネットが接続可能なスマートフォン、タブレット又はパソコンで行ってください。なお、受検に要する通信料等は受験者の負担となります。

5 受付期間及び申込方法

項目	内容
受付期間	<u>令和5年6月21日（水）から</u> <u>令和5年7月7日（金）13時まで</u>

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稚内市ホームページ上から申込してください。 ※ 顔写真は、最近 3 か月以内に撮影したもので、帽子をつけずに上半身を写したもののアップロードしてください。 ※ 第二次試験に、以下の書類が必要になりますので、あらかじめ用意しておいてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終教育機関の卒業（見込み）証明書 ・ 最終教育機関の成績証明書 ・ 有資格者は資格取得が確認できる書類の写し
------	---

6 合格発表

第一次試験	令和 5 年 8 月上旬（本人宛に通知します。）
第二次試験	令和 5 年 9 月上旬（本人宛に通知します。）

7 採用年月日

令和 6 年 4 月 1 日または令和 5 年度内。最終合格者と協議の上、決定します。ただし、地方公務員法第 22 条の規定により 6 か月間は条件付採用になります。

<p>○地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）</p> <p>（条件付採用）</p> <p>第 22 条 職員の採用は、<u>全て条件付のものとし、当該職員がその職において 6 月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。</u>この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定めるところにより、条件付採用の期間を 1 年に至るまで延長することができる。</p>

8 給与等（令和5年4月1日現在）

項目	内容			
給与	職種	大学卒	短大卒	高校卒
	一般事務職（デジタル） 土木技術職	185,200 円	167,100 円	154,600 円
	※ 初任給は、上記の額に、従事していた職務内容・期間を勘案した額を加算して支給します。 ※ このほか、支給要件に応じて通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給されます。			
勤務時間	原則として午前8時45分から午後5時30分（週休2日制）。ただし、勤務場所により異なる場合があります。			
休暇等	年次有給休暇、結婚、忌引、出産等の休暇のほかに育児休業制度等があります。			

9 稚内市職員を目指すべき職員像

「まちの将来を展望する創造力や行動力を持ち、市民に信頼される職員」を目指します。

- （1） 経営意識を持ち、社会環境の変化や市民ニーズに的確に対応できる職員
- （2） 常に市民目線でものを考え、市民と共同して行動する職員
- （3） 常に問題意識を持ち、課題解決に向けてチャレンジする職員
- （4） 協調して目標を達成できる職員

【問い合わせ先】

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市企画総務部人事厚生課（直通TEL 0162-23-6385）